



知っているとお得な日本の年金制度

一般に年金とは老後に受給する「老齢年金」を意味しますが、「遺族年金」はまだ働いている年金加入者（被保険者）および年金受給者本人が死亡した場合に残された遺族に支給される年金です。ここでは概要を説明します。



「家族に関わる年金～遺族年金」

1 支給要件

遺族年金は：①年金被保険者（60歳前の現役世代としてまだ年金保険料を支払っている人）が死亡した場合、②60歳以降老齢年金を受給してい

る人（または受給権を得ている人）が死亡した場合、に支給されます。日本の年金には国民年金と厚生年金（共済年金を含む）の2種類の年金が

2 遺族の範囲

遺族基礎年金では18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（つまりは高校生までの子）がいる場合のみに限定されま

すが、配偶者と子が遺族になります。一方遺族厚生年金では配偶者、子、父母、孫、祖父母（ただし優先順位あり）が遺族になります。い

3 支給額

遺族基礎年金は年間約78万円、遺族厚生年金は死亡者が

受給していた（受給する予定だった）老齢厚生年金の3/4（一部加算額あり）

右記「1 支給要件」で死亡した者が「①年金被保険者」というのは、主には現役世代として日本の年金保険料を納付している日系企業の駐在員が該当します。また「②60歳以降年金受給者（受給予定者）」については昔日本でサラリーマンをしていた厚生年金加入者で、その後カナダに移住した①以外の方が該当します（国籍は問いません）。

なんて縁起でもない」などと、言わず、残された家族を守るためにも早いうちに家族へ年金について伝えましょう。実際年金加入者死亡後、本来は受給できたのに遺族年金のことで「知らなかった」「手続がわからず諦めた」という理由で受給できないケースは少なくないのです。

遺族年金の申請手続ですが①の駐在員が死亡した場合は勤務先企業の福利厚生担当者が代わりに行ってくれますが、②のカナダ在住者が死亡した場合は、遺族自身で行なわなければなりません。したがって普段から家族で年金に関する情報を共有しておく必要があります。「自分が死んだ時の話

もし既に配偶者が亡くなっている方で、自分が現在日本の遺族年金を受給していない場合は、以下の点について確認してみましょう。
（A）死亡した配偶者は年金を受給していたが、自分に遺族年金の受給権がないことは既にわかっている
→ もし「No」であれば受給権があるかもしれないので

具体的な調査方法についてわからない方は日本の年金事務所か専門業者へお問合せ下さい。特に残された妻が日本語のわからない外国籍の場合、自分で調べようにも調べられないので、周囲の知人からアドバイスしてあげましょう。